資料－３

第 27 回　協議会資料

１．第 26 回協議会 議事要旨の確認（協議）……1
２．第 26 回協議会意見への対応（報告）……2
３．自然再生専門家会議の報告（報告）……3
４．A, B 区間の H27 年度モニタリング調査結果について（報告）……8
５．今後の維持管理、利活用について（意見交換）……11
６．G, I 区間の設計図面について（報告）……12
７．その他

平成 28 年 3 月 12 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

１．第 26 回協議会 議事要旨の確認（協議）

(1) 日時：平成 27 年 3 月 14 日（土）13:30～15:30

(2) 会場：茨城県霞ケ浦環境科学センター 多目的ホール

(3) 議事：

1) 開会

2) 第 25 回協議会 議事要旨の確認（協議）

3) 第 25 回協議会 意見への対応（報告）

4) モニタリング調査結果について（報告）

5) 自然再生実施計画書【G～I 区間】（原案）に対する アンケート結果（報告）

6) 自然再生実施計画書【C～I 区間】（案）について（協議）

7) 今後の進め方について（協議）

8) その他

9) 閉会

(4) 議事要旨

1. 第 25 回協議会 議事要旨の確認（協議）

① 第 25 回協議会の議事要旨（案）について了承された。

2. 第 25 回協議会 意見への対応（報告）

② 事務局より、植生の変遷とその要因に関する報告がなされた。
③ 事務局より、H 区間の安全対策に関する報告がなされた。
④ 事務局より、G 区間の人工バームの配置変更に関する報告がなされた。
⑤ 事務局より、H 区間と I 区間の間の突堤の取り扱いに関する報告がなされた。
⑥ 事務局より、A,B 区間の活動・利用状況に関する報告がなされた。

3. モニタリング調査結果について（報告）

⑦ 事務局より、H26 年度のモニタリング結果報告がなされた。

4. 自然再生実施計画書【G～I 区間】（原案）に対するアンケート結果（報告）

⑧ 事務局より、自然再生実施計画書【G～I 区間】（原案）に対するアンケート結果が報告された。

5. 自然再生実施計画書【C～I 区間】（案）について（協議）

⑨ 事務局より、実施計画書を G～I 区間に加えて C～F 区間も一緒にして、C～I 区間としてまとめることが提案された。C～F 区間については、既存植生および景観の保全を位置付けることが提案された。
これについて委員より、E, F 区間の既存植生の保全がしっかりしたものにならないのではないかと懸念する意見があった。
これに対して事務局より、E, F 区間の既存植生の保全については、航路浚渫で出た土砂を既存植生の前面に撒く（捨砂）等の対策を記載する考えがある旨の回答があり、了承された。
⑩ 役割分担について、清掃活動等の環境管理の役割を委員全員に割り当てることが確認された。
⑪ 実施計画書（案）p6 に記載の代表的な確認種に関し、委員より、9k000 付近にミクリ、ヤナギトラノオの群生地があるとの情報提供があった。事務局より、施工にあたっては情報提供があった種も含めて確認を行う旨、回答があった。

6. 今後の進め方について（協議）

⑫ 事務局より、今後の協議会の進め方（案）について提案がなされ、了承された。
⑬ 自然再生実施計画書【C～I 区間】（案）については、本日の議論による修正を踏まえた上で、修正結果の確認は前田会長預かりとして、承認された。
また、自然再生実施計画書【C～I 区間】を H27 年度に環境省が設置する自然再生専門家会議に諮る予定であることが確認された。

⑭ 委員より、今回の施設整備については地域住民に説明する機会を設けて欲しい旨の意見があった。
これに対して事務局より、地区の方々にご説明する用意があるとの回答があった。

7. その他

⑮ 委員より、A 区間と B 区間の間に水路を掘る工事計画について、どのような状況であるかについて質問があった。
これに対して事務局より、当該水路工事や B 区間裏側に池を掘ることについても工事を行うことを認識しており、忘れているわけではない旨の回答があった。

⑯ 現在の委員の任期は H28 年 3 月までであることが確認された。

2．第 26 回協議会 意見への対応（報告）

2.1 C～F 区間の既存植生の保全について （第 26 回議事要旨⑨に対応）

実施計画書に、次のように記述（右図参照）。

C～F 区間では、既存植生の保全や景観保全のために必要な対策や維持管理等を行う。特に、E, F 区間に残存する植生の保全のため、航路浚渫等で発生する土砂の有効利用を図りながら土砂を残存植生の前面に撒き出す等の対策を実施する。

図 C～F 区間の既存植生の保全対策

2.2 H 区間施工にあたっての重要種の確認 （第 26 回議事要旨⑪に対応）

委員より情報提供があった H 区間の重要種を含め、G～I 区間における重要植物の生育状況の確認を春期および秋期に実施した。
（詳細は後述）

2.3 施設整備に係る地域へのご説明について （第 26 回議事要旨⑭に対応）

沖宿地区長にご説明の上、地区住民に対して工事概要説明資料の回覧を行った。

施設整備に係る地域へのご説明資料

工事情報

工事件名　:H27沖宿地区自然再生整備工事
作業期間　:平成28年1月下旬～6月14日まで
作業時間　:8:00～17:00
　（土浦新港搬入　8:00～15:30）
作業内容　:捨石により突堤、潜堤、小堤の設置
・材料となる捨石（花崗岩）を笠間市から土浦新港へ大型ダンプトラックにて運搬します。
・土浦新港より台船に捨石を積込み、施工箇所（沖宿沿岸）まで水上運搬します。
・水上運搬した捨石をクレーン船にて所定の箇所に投入します。
・投入した捨石をバックホウにて表面の整形をします。
施工業者:　松崎建設株式会社

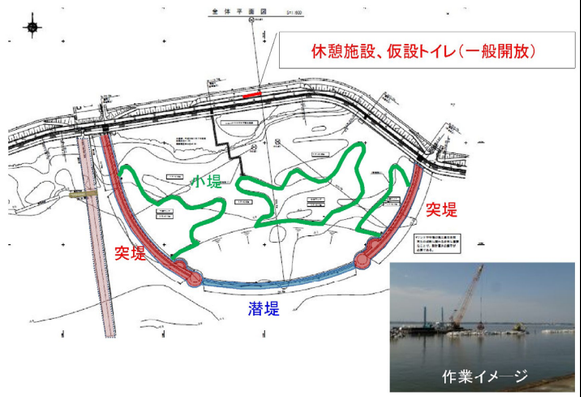

■土浦新港材料搬入ルート

土浦新港出入り口に交通誘導員を配備します。

■土浦新港→沖宿地区水上運搬ルート

■現場事務所
沖宿浜（カラオケBLOOMさん前）
TEL　029-869-8832
・AED設置
・女性専用トイレ設置
・こども110番

もっと女性が活躍できる
建設業を目指して
女性職員を配置しています。

区間割り図

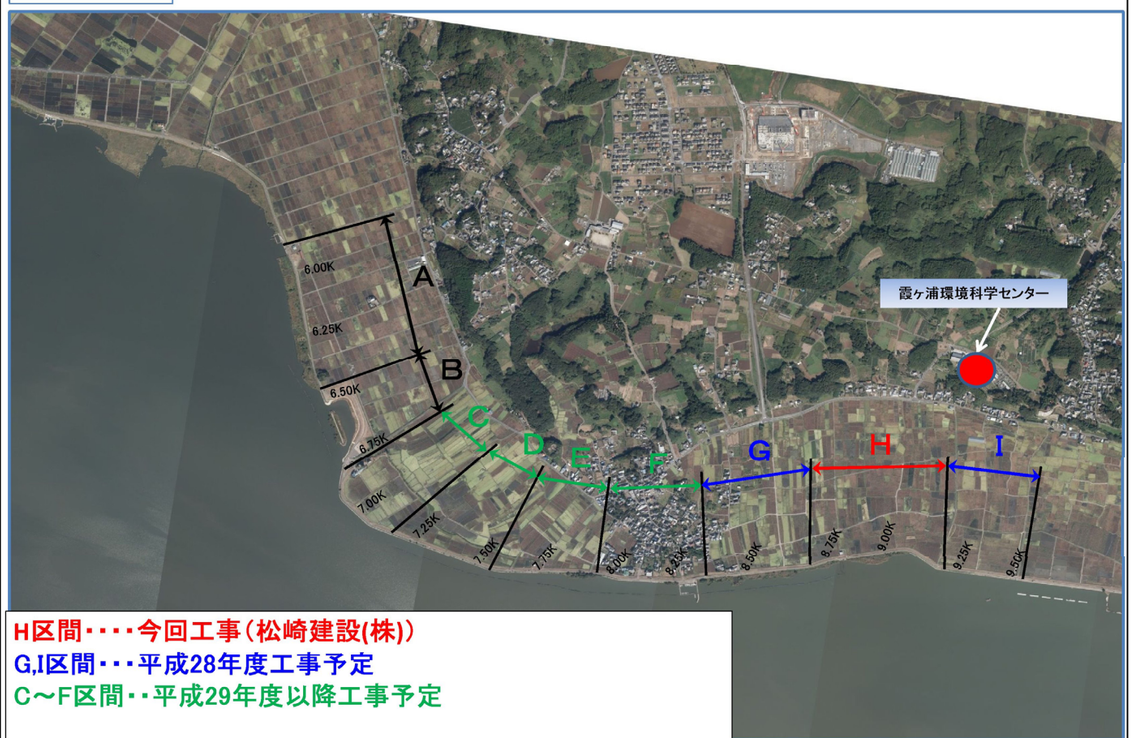

H区間・・・・今回工事（松崎建設(株)）
G,I区間・・・平成28年度工事予定
C～F区間・・平成29年度以降工事予定

H27沖宿地区自然再生整備工事（H区間）
施工業者　：　松崎建設(株)

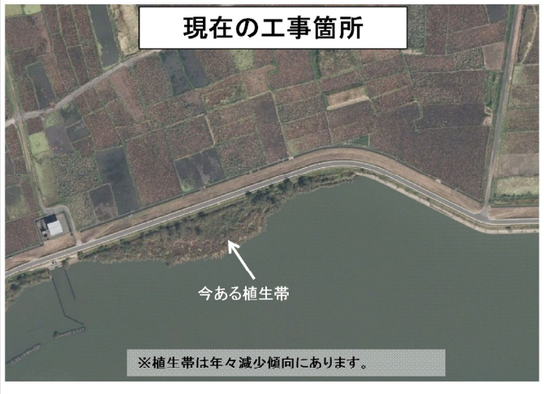

今回の工事は、今ある植生帯を守り、増やす事を目的に行います。

【主な工事内容】
砂の投入・・・今ある植生を拡大させるために、砂を入れて植生が生育する地盤を作ります。
（※砂の投入については、平成27年度から数年にかけて実施します。）
突堤整備・・・石積み構造物を整備し、植生が生育する地盤を守ります。
潜堤整備・・・水面下に石積み構造物を整備することで、砂が流れ出るのを防ぎつつ、波が適度に施設内に入るようにします。 これにより植生が増え過ぎることを防ぎます。

平成28年度以降の工事内容（予定）

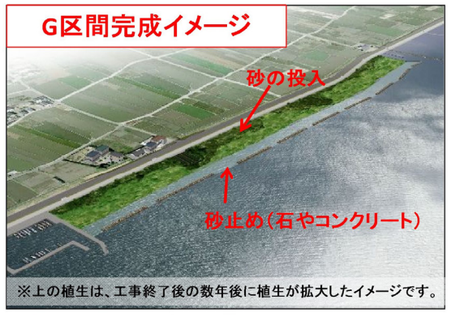

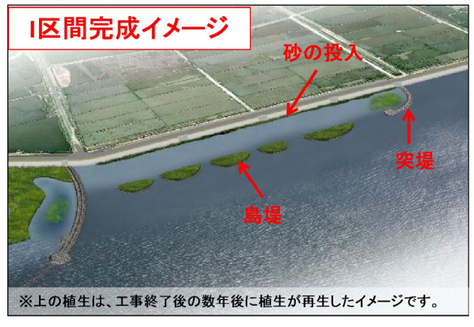

【G区間の主な工事内容】　今ある植生帯を守り、増やす事を目的に工事を行います。
今ある消波施設（木と石で組まれた構造物）の後ろに砂を入れて、植生が生育する地盤を作ります。また砂の流出を防ぐ為に、今ある消波施設の間の水面下に砂止めを整備します。

【I区間の主な工事内容】　かつて見られた植生帯を再生する事を目的に工事を行います。
石積みにより島堤や突堤を整備し、その背後に砂を入れることで、植生帯の再生を図ります。

【C～F区間の主な工事内容】 今ある植生帯を守り、増やす事を目的に工事を行います。
今ある消波施設の補修を行いながら、霞ヶ浦で発生する航路浚渫土（霞ヶ浦の植物の種が含まれます。）を投入することで、植生帯を守り、増やします。

３．自然再生専門家会議の報告（報告）

平成 27 年（2015）年 8 月 4 日、自然再生専門家会議（平成 27 年度 第 1 回）が開催され、「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【C～I 区間】（案）について諮られ、委員から以下の意見とともに実施計画について了承された。

専門家会議に先立ち、同日 13:30～14:50 に、委員らによる現地見学が実施され、A 区間、B 区間、G～I 区間を見学した。

３．１．開催概要

（１）開催日時：平成 27 年 8 月 4 日（火）１５：００～１６：１５

（２）開催場所：茨城県霞ケ浦環境科学センター 多目的ホール

（３）出 席 者：

【委員】　（◯印は委員長）

今村　信大	（公財）日本生態系協会 副会長
大河内　勇	日本森林学会 会長、（一社）日本森林技術協会 理事
近藤　健雄	日本大学 理工学部 海洋建築工学科 教授
志村　智子	（公財）日本自然保護協会 自然保護部 部長
辻本　哲郎	名古屋大学 名誉教授
宮内　泰介	北海道大学大学院 文学研究科 教授
守山　拓弥	宇都宮大学 農学部 農業環境工学科 講師
◯鷲谷　いづみ	中央大学 理工学部 人間総合理工学科 教授
和田　恵次	奈良女子大学 研究院 自然科学系 教授

【関係省庁】

環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係課長等

【実施者】

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 担当者

３．２．自然再生専門家会議における委員意見と対応方針（案）

表　　平成 27（2015）8 月 4 日開催　自然再生専門家会議における意見と対応方針（案）

自然再生専門家会議 委員意見の概要	対応方針案
１．湖岸植生帯に生えているヤナギについて、今後の対応の方針について質問があった。	○ ヤナギが過剰繁茂しないよう、波浪等による自然撹乱を取り入れつつ装置環境を創出していく。
２．外来生物の取扱い方針について質問があった。	○ モニタリング計画に基づくモニタリングにより外来生物についても把握を行い、必要に応じて対策を実施していく。
３．トンボが棲める環境（水辺）となることを期待する意見があった。	○ G～I 区間の整備により、ワンド地形が形成され、トンボなど多様な生物の生息場となる静水域が創出される予定である。効果を把握するため継続的にモニタリングを行っていく。
４．消波工を設置する位置（最適な離岸距離の考え方）について意見があった。	○ 過去の航空写真に基づく植生の変遷を踏まえ、過去の植生の生育範囲まで再生することを目指し、施設の配置を行っていく。
５．目標のうち「地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら」ということの具体的な内容や目指す姿について質問があった。	○ 過去の航空写真に基づく植生の変遷を踏まえ、過去の植生の生育範囲まで再生することを目指す。 ○ 構造物が水面上に露出せず、ある程度の波浪等の撹乱を受け入れられる人工リーフを採用するなどし、自然撹乱を受け入れながら湖岸植生帯からなる景観を形成していくことを目指す。 ○ 住民や来訪者が、多様な生物の生息場となる湖岸植生帯や湖面等の景観を愛でながらの散策等、景観や水辺へのアクセスの面で利用しやすいものとなることを目指す。
６．安全対策や釣り利用等のルールづくりについて意見があった。	○ 高波浪時や高水位時は水辺の利用は危険であるため、注意喚起のための看板を設置する。 ○ 突堤は歩行に配慮した構造とするが、環境学習等の利用時以外は侵入できないよう配慮する。
７．利活用や維持管理において、地域や教育機関の参画をもっと推進するべきとの意見があった。	○ 協議会メンバーには、地域の個人・団体、学校、行政等、多様な主体が関わっており、協議会における検討を踏まえつつ、環境学習や維持管理に取り組んでいく。

現地見学実施状況

現地見学実施状況

現地見学実施状況

自然再生専門家会議実施状況

4．モニタリング調査結果について（報告）

4.1.　現状の植生の評価方法について

（1）評価の考え方

A 区間及び B 区間における現状の植生を「目標像との比較」として分かりやすく示すため、植生区分を以下の 3 区分に類型化することによって、現状の植生の評価を行った。

（2）現状の植生の評価区分

陸域の植生が優占する場所	湿地環境の初期段階の場所	短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所
陸域の植生が優占する場所であり、在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落の植生が確認された。	湿地環境までに至っていない場所であり、クズ群落、メヒシバーエノコログサ群落等の植生が確認された。例えば、メヒシバーエノコログサ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待される。いずれにしても遷移途上で、比較的短期で他の植物群落に置き換わる可能性があると考えられる。	以下の 4 種類の群落の植生が確認された場所である。 短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所であると評価できる。 (1)ヒメガマ群落：ヒメガマ群落 (2)湿生植物群落：ヨシ群落、ウキヤガラ群落 等 (3)オギ群落：オギ群落 (4)ヤナギ等の樹林：ヤナギ林、落葉広葉樹群落
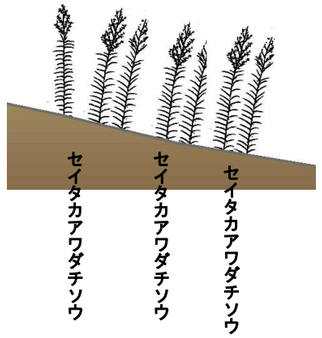	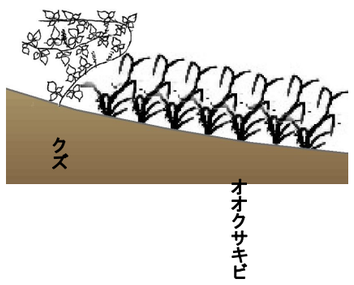	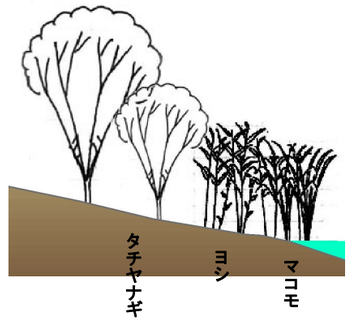

4.2　現状の植生　A 区間（平成 26 年、平成 27 年）

平成 26 年 11 月作成及び平成 27 年 11 月作成の植生図に基づき、目標に対する A 区間の現状の植生を評価した。

＜現状の植生の評価＞

植生の評価は、平成 26 年、平成 27 年の植生図（右下図）に基づき、以下の 3 つに分類し、「植生の評価」（右上図）に示した。

陸域の植生が優占する場所

陸域の植生が優占する場所であり、在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落の植生が確認された。

湿地環境の初期段階の場所

湿地環境までに至っていない場所であり、クズ群落、メヒシバーエノコログサ群落等の植生が確認された。

例えば、メヒシバーエノコログサ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待される。

短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所

以下の 4 種類の群落の植生が確認された場所である。短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所であると評価できる。

(1)ヒメガマ群落：ヒメガマ群落
(2)湿生植物群落：ヨシ群落、ウキヤガラ群落 等
(3)オギ群落：オギ群落
(4)ヤナギ等の樹林：ヤナギ林、落葉広葉樹群落

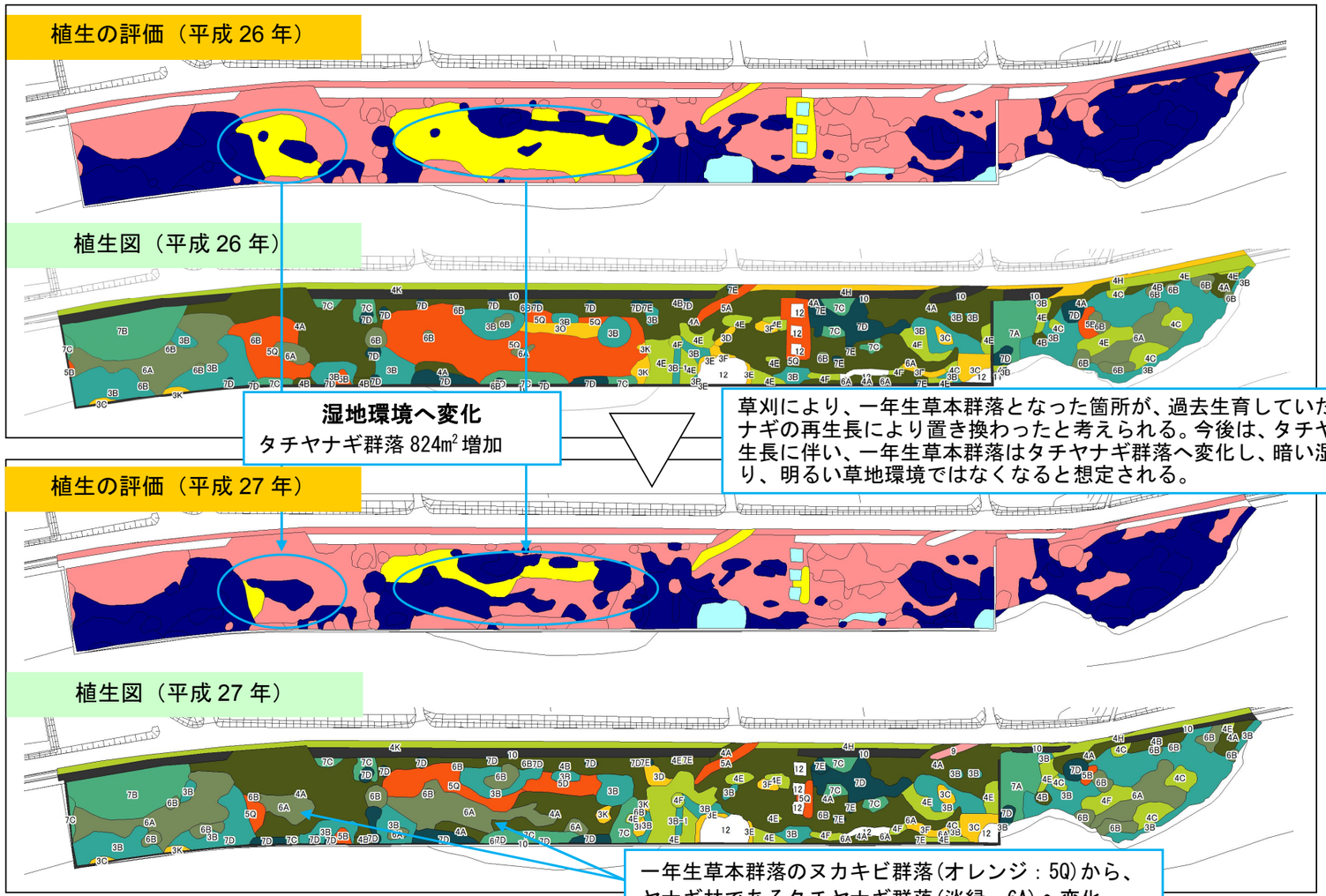

4.3　現状の植生　B 区間（平成 26 年、平成 27 年）

平成 26 年 11 月作成及び平成 27 年 11 月作成の植生図に基づき、目標に対する B 区間の現状の植生を評価した。

＜現状の植生の評価＞

植生の評価は、平成 26 年、平成 27 年の植生図（右下図）に基づき、以下の 3 つに分類し、「植生の評価」（右上図）に示した。

B 区間は H25 年度に開削しており、開削箇所の水際に新たに植生が出現している。

陸域の植生が優占する場所

陸域の植生が優占する場所であり、在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落の植生が確認された。

湿地環境の初期段階の場所

湿地環境までに至っていない場所であり、クズ群落、メヒシバーエノコログサ群落等の植生が確認された。

例えば、メヒシバーエノコログサ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待される。

短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所

以下の 2 種類の群落の植生が確認された場所である。短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所であると評価できる。

(1)湿生植物群落：ヨシ群落、ウキヤガラ群落 等

(2)ヤナギ等の樹林：落葉広葉樹群落

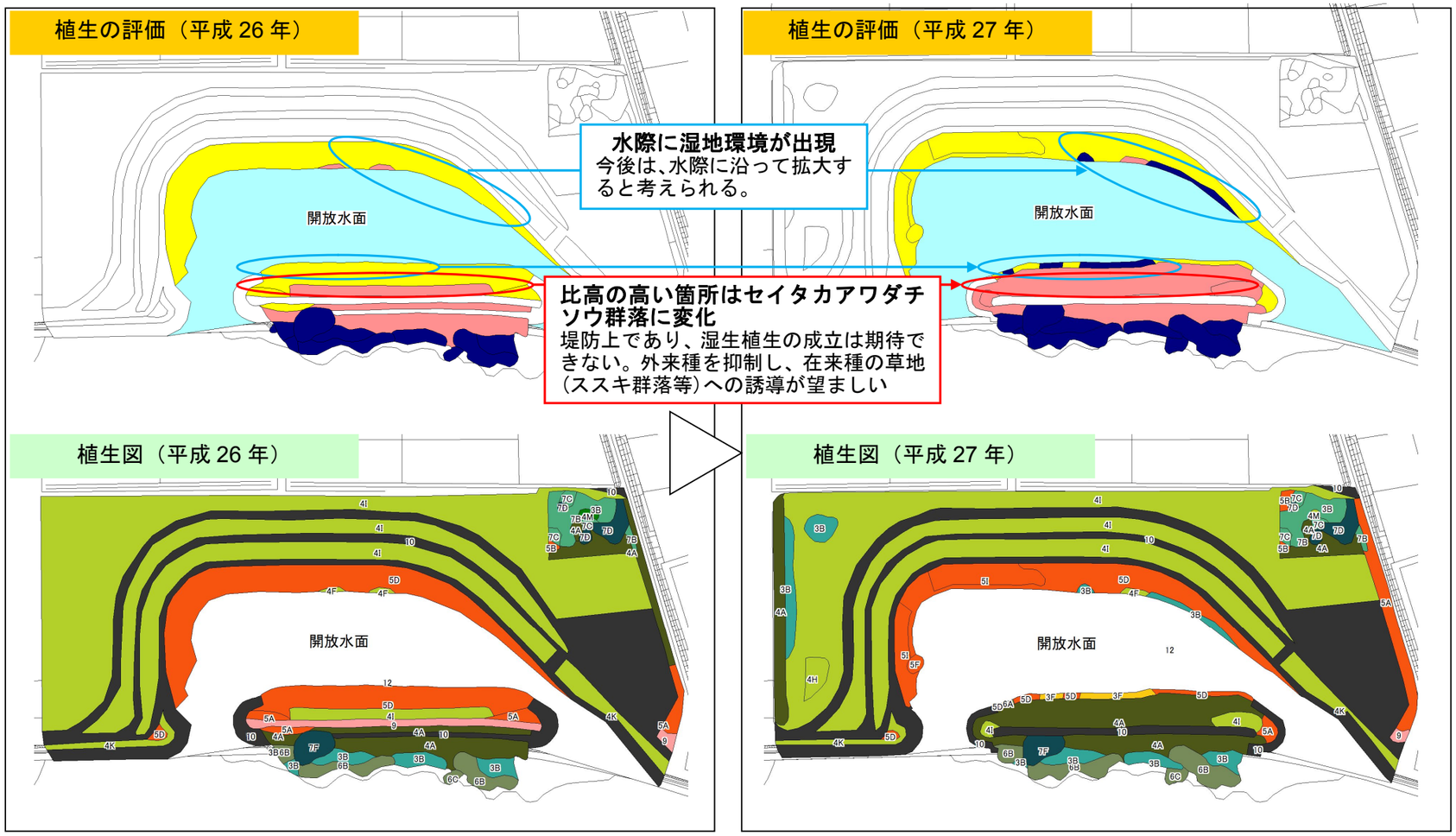

4.4　G～I 区間の貴重種生育状況

（１）調査実施状況

春季及び秋季において、G～I 区間における、貴重植物の生育状況を確認した。春季については霞ヶ浦湖岸植物同好会観察会の観察会に同行し、現地状況について確認を行った。

（２）調査結果概要

確認状況は下図のとおりである。なお、I 区間では貴重種は確認されなかった。

確認結果は設計に反映し、影響を低減できるよう配慮した。

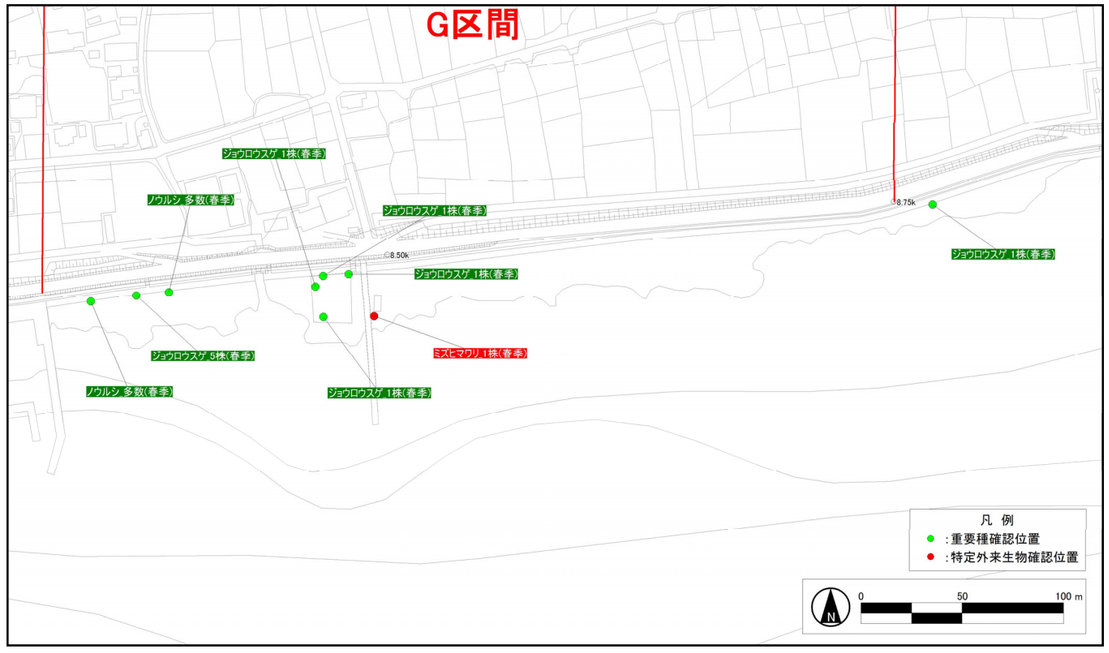

図　G 区間における貴重種等の確認状況

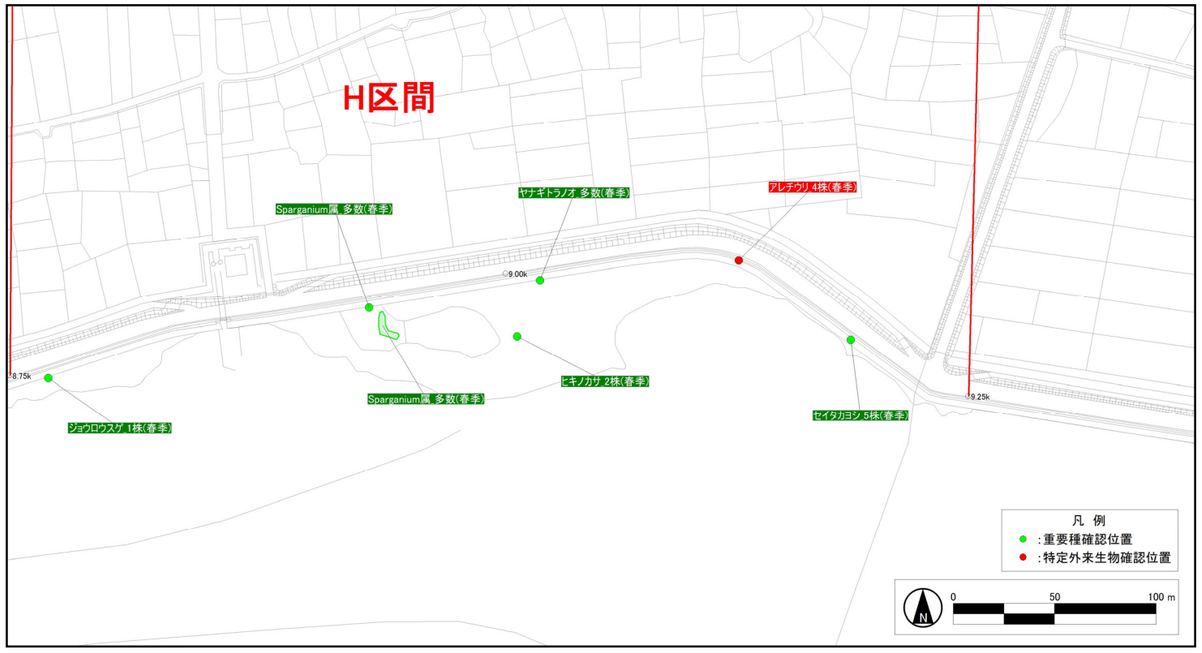

図　H 区間における貴重種等の確認状況

春季調査状況

秋季調査状況

５．今後の維持管理、利活用について（意見交換）

【維持管理上の課題】

区間	課題
A 区間	○ 自然再生地（ワンドや水路）までのアクセス路における草本の繁茂が著しく、協議会として除草活動を行ってはいるが、協議会メンバーの人員減少や体力面から十分に対応できていない。 ○ ワンドや水路周辺の外来種（セイタカアワダチソウ）の繁茂、水路部分の植生繁茂による通水上の課題などがあり、人的な植生管理が必要であるが、協議会メンバーの人員減少や体力面から、十分対応できていない。 ○ 即ち、アクセス路の除草もままならない状態であり、本来のワンド周辺の抑制対象種の抜き取り作業等に至っていない。
B 区間	○ 完成間もないこともあり、現在は大きな課題はないが、ワンドの規模が大きいため、水際部などの抑制対象種（ヒメガマ、ヒシ類、キシュウスズメノヒエ（外来種））の抜き取り作業等の維持管理作業が今後膨大なものとなることが予想される。

【利活用上の課題】

区間	課題
A,B 区間共通	○ 環境学習等の利用が、年数回のイベントに留まっている。

① 自然再生事業は、PDCA サイクルに基づき行う必要があり、維持管理活動や環境学習等の利活用には長期的な配慮が必要
② 今後、Ｃ～Ｉ区間も維持管理対象に加わってくるため、これまで以上の労力が必要

（１）現在の協議会メンバーに新たなメンバーを加えていくことも検討が必要
（２）協議会メンバー以外の外部の方の協力を得ることも検討が必要

（１）小中学校や高校、大学などに対して、利活用を提案していくことも検討が必要

【維持管理事例】

＜利根運河＞

利根運河では、利根運河協議会によりエコパーク実施計画が策定され、活動が続けられている。

利根運河協議会は平成 18 年度に行われた国土施策創発調査「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策調査」の結果をうけて平成 19 年に設立され、平成 21 年の第３回利根運河協議会で、利根運河エコパーク構想を実現するための実施計画について協議し、「利根運河エコパーク実施計画」を策定している。

活動では、アレチウリ駆除等に協議会関係者のほか、東京理科大の学生や市立柏高校の生徒や一般公募の市民等が参加し、継続的に実施されている。

【月日】２０１４年７月１７日（木）
【場所】利根運河河川敷 市立柏高校前（千葉県柏市）
【主催】利根運河協議会
【参加】約１２０名（過去最高人数）

▲抜き取った大量のアレチウリと参加者のみなさん

■アレチウリ除去の目的

利根運河は、さまざまな生き物の生息・生育場所となっています。しかし近年、アレチウリ（特定外来生物※）などの外来植物が増えており、これらが蔓延すると、かけがえのない利根運河の生態系をおびやかす恐れがあります。そのため、利根運河協議会では、平成２２年からアレチウリの除去活動を行っています。場所は、利根運河で最もアレチウリの繁茂がみられた柏市の市立柏高校前の河川敷としました。

※特定外来生物とは、生態系等に悪影響があるとして、法律（外来生物法）で飼育や栽培、運搬などが禁止されている外来種です。

▲アレチウリ除去を実施した河川敷

■アレチウリの特徴・在来植物への影響

【特徴】アレチウリは、北アメリカ原産のウリ科の一年生草本です。茎はつる状で長く伸び、１０ｍを越えることもあります。茎や葉には細かい毛のようなトゲがあり、果実にも特に鋭いトゲがあります。

【在来植物への影響】つるを伸ばして他の植物を覆うように繁茂するため、他の植物に届く光を遮って生長を妨げるなど、在来植物に悪影響を及ぼすことがあります。

▲河川敷に繁茂するアレチウリ

■たいへん多くの参加者が集まりました

今回の取り組みには、東京理科大学や市立柏高校から多くの学生に参加いただきました。また、一般公募で集まってくださった方々、主催である利根運河協議会の関係者が加わり、去年の２倍以上の総勢およそ 120 名が除去活動に汗を流しました。

▲集まった参加者のみなさん

■アレチウリの除去（抜き取り）と環境学習（利根運河の生き物解説）

アレチウリの除去は、手作業による抜き取りで行いました。地道で大変な作業でしたが、約１時間の作業で、山のような量のアレチウリが抜き取られ、アレチウリはほとんどみられなくなりました。また、休憩時間には利根運河の自然に詳しい田中利勝さん（利根運河の生態系を守る会）から利根運河で捕まえた魚など、生き物の解説をしていただきました。

今回の活動には地元ケーブルテレビの取材があり、利根運河の生態系を守る活動として取り上げられました。

▲除去についてのレクチャー

▲除去活動のようす

▲田中利勝さんによる生き物解説と、地元ケーブルテレビの取材のようす

■除去前後の景観

下の写真はアレチウリ除去の前と後の景観写真です。アレチウリは河川敷の草地に覆い被さって繁茂していましたが（写真の赤点線の範囲）、除去活動後にはほとんどみられなくなりました。

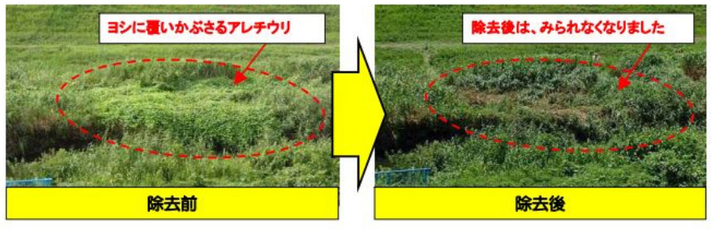

本年度は、秋ごろにも国土交通省によるアレチウリ除去が予定されています。このような対策の継続により、利根運河の環境を、より自然豊かなものにしていくことを目指します。

■参加者からの感想・意見

参加者へのアンケート結果では、今回の活動（外来植物の除去、利根運河の生き物紹介）について「楽しい」または「とても楽しい」という回答が多く、利根運河の環境保全活動については「今後も参加したい」という回答が多くみられました。その他、自由回答では、「またやりたいです」、「良い経験になりました」、「楽しかった」、「大変な作業でした」、「もっと大々的に宣伝してアピールしましょう」等の感想・意見がありました。

■利根運河協議会について

利根運河協議会の活動等について詳しく知りたい方は、下記の利根運河エコパークホームページをご覧ください。＜http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00183.html＞

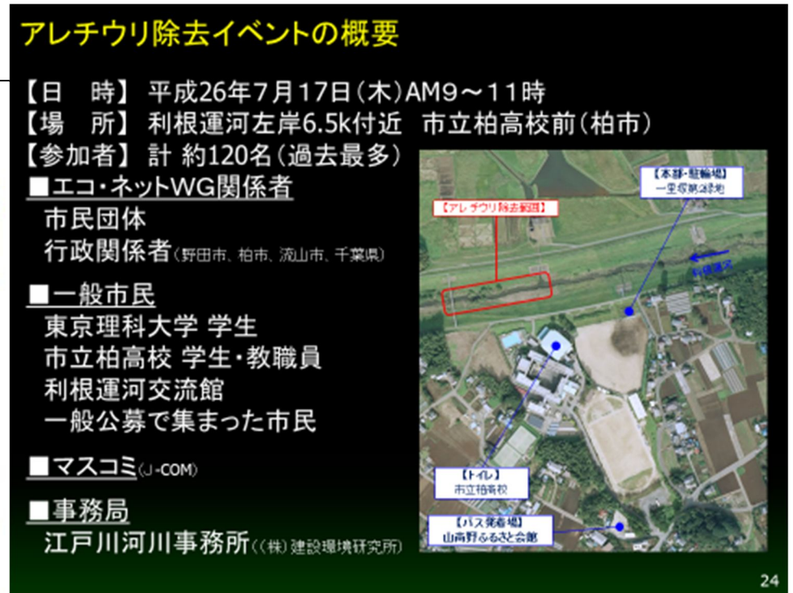

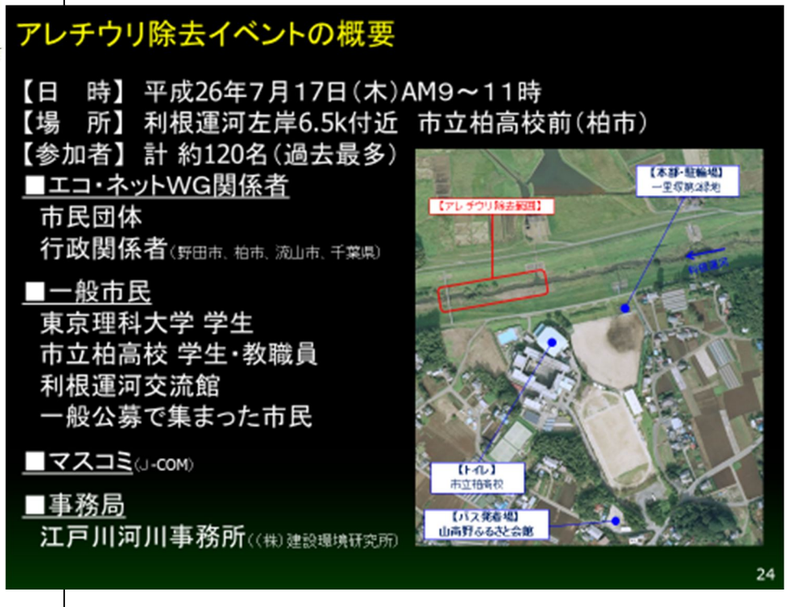

【維持管理事例】

＜荒川下流＞

荒川下流では、荒川下流自然地管理アダプト制度(荒川水辺サポーター)により荒川下流部の自然地の千住桜木地区及び小松川地区において、一般公募した活動団体、荒川下流河川事務所及び地元自治体が連携して維持管理活動を行っている。

仕組み名称　：荒川下流自然地管理アダプト制度
活動団体名称：　荒川水辺サポーター

取り組み全体を「荒川下流自然地管理アダプト制度」とし、この制度に基づき活動を行う活動団体を「荒川水辺サポーター」と呼ぶ。

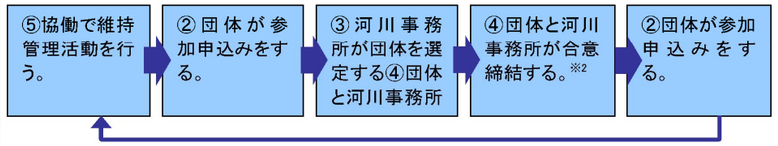

※1 選定は地域の合意を得るため、選定委員会を開催して行う。
※2 合意締結期間は１年間（４月～３月）とし、１年ごとに合意更新を行う。

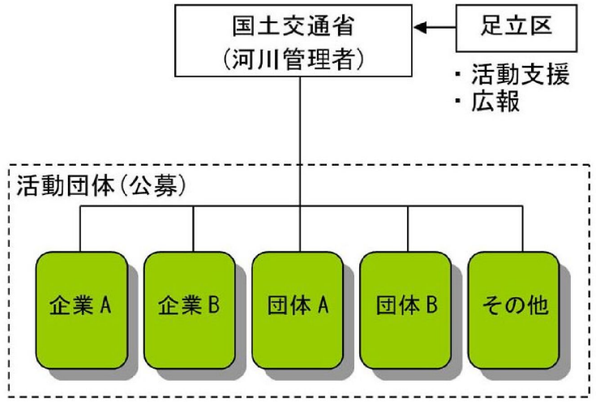

【維持管理事例】

＜渡良瀬遊水地＞

渡良瀬川遊水地では、ヨシに寄生する害虫の駆除、野火による周辺家屋への類焼防止、貴重な湿地環境の保全等を目的として、毎年、ヨシ焼きが実施されている。

平成 22 年まで毎年 3 月下旬にヨシ焼きが実施されてきたが、平成 23 年、平成 24 年は、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の影響で中止された。この中止により、ヨシの生育状況が不良となったほか、希少植物の個体数が減少するなどの影響が見られ、平成 25 年 3 月に再開された。

ヨシ焼き実施範囲及び駐車場位置図

ヨシ焼きが行われる場所（予定）

当日、渡良瀬遊水地内は立入禁止「　　の点線内」となります。

★ヨシ焼きを見学する人は、車を指定の駐車場に停めて、関係者の指示に従ってください。なお、当日開放している駐車場は上図のとおりです。

ヨシ焼き基礎知識

Q.いつ頃から行われていますか？

A.ヨシズ生産が盛んになった昭和 30 年代頃から良質なヨシを育成するため行われています。

Q.目的は？

A.もともとヨシズの原材料となる良質なヨシを育てるため、病害虫の駆除を目的として始められました。

また、枯れたヨシを焼くことにより、新たなヨシなどの芽生えがあり豊かな湿地環境が守られています。このことにより、世界的にも貴重な湿地環境としてラムサール条約に登録されました。枯れたヨシ原での火災は消化も困難であり野火対策にも効果があります。

Q.ヨシ焼きによる環境保全効果は？

A.ヨシ焼きの環境保全上の効果は大きく分けて二つあります。

一つは、立ち枯れたヨシを焼くことにより、春に多くの植物の芽生えの機会が与えられます。エキサイゼリ、トネハナヤスリなどの植物はヨシが大きくなる前に生長し、花や実を付けます。渡良瀬遊水地内で確認された絶滅危惧種の多くは、この春先に芽を出します。

もう一つは、樹林化を防ぐというものです。発芽した若いヤナギなどはヨシ焼きにより焼かれるため、現在のような広大なヨシ原が維持されています。

Q.焼く面積は？

A.渡良瀬遊水地の概ね半分の 1,500ha です。

Q.誰が焼くの？

A.渡良瀬遊水地のヨシの育成や自然環境を保全するためには必要なヨシ焼きであり「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会（周辺自治体・関係機関・河川管理者）」が主催で行いますが、現地でヨシ焼きを行うのは、従来からヨシ焼きを実施していて、その技術を持っている地元の人々が中心となり行います。

６．Ｇ、Ｈ区間の設計図面について（報告）

Ｇ～Ｉ区間全体の考え方

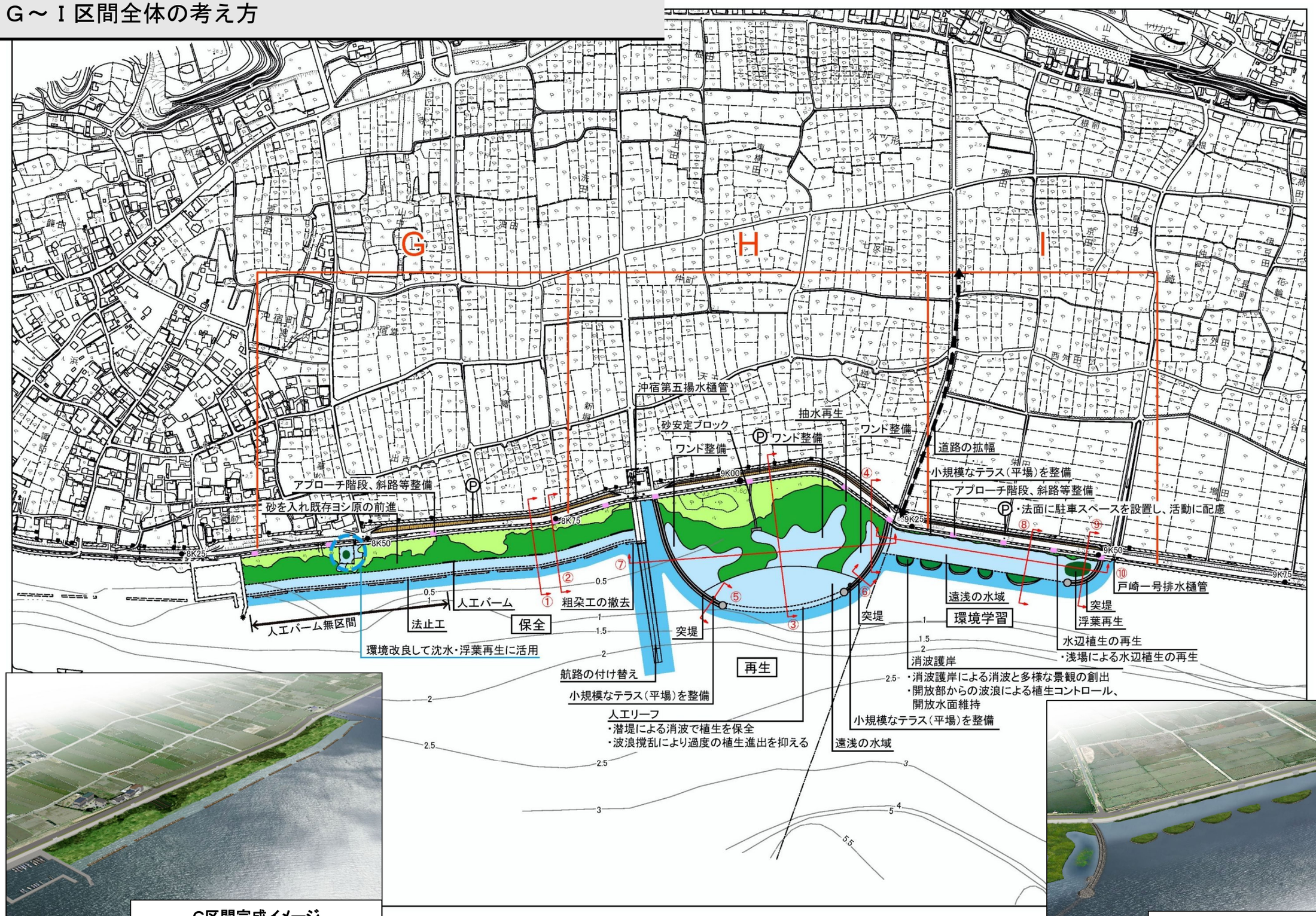

G区間完成イメージ

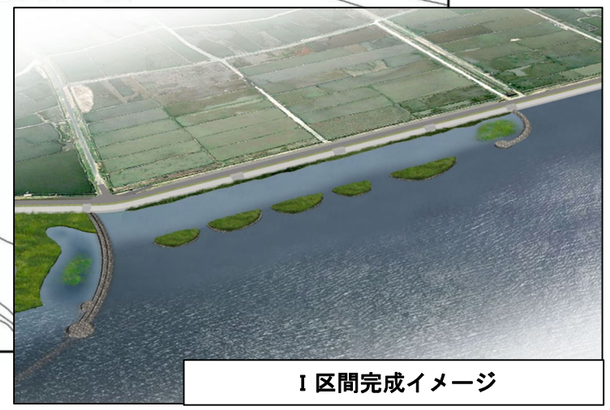

I 区間完成イメージ

G区間平面図（案）

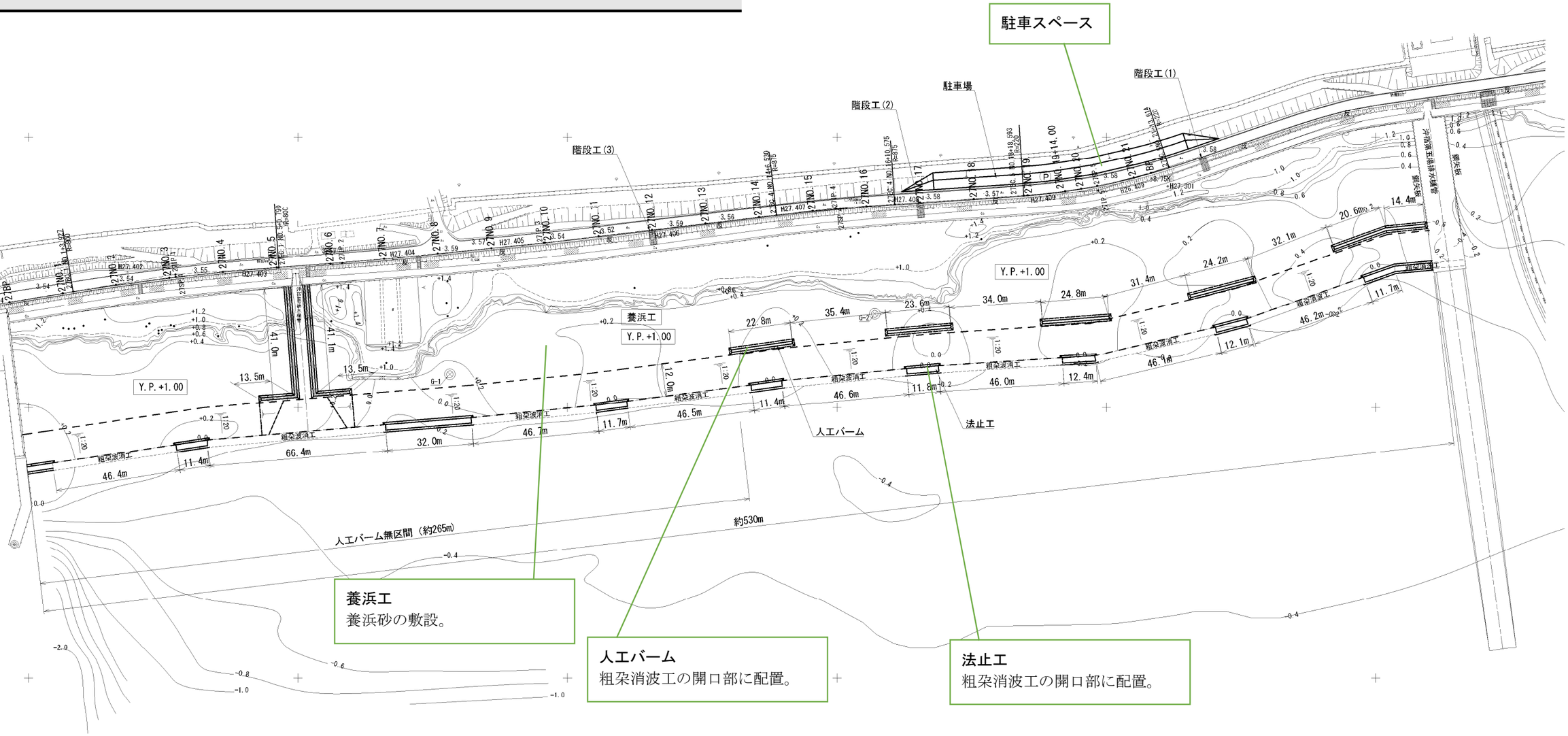

養浜工
養浜砂の敷設。

人工バーム
粗朶消波工の開口部に配置。

法止工
粗朶消波工の開口部に配置。

G区間横断図（案）

横断図(7)　V=1:50 H=1:150　u:m

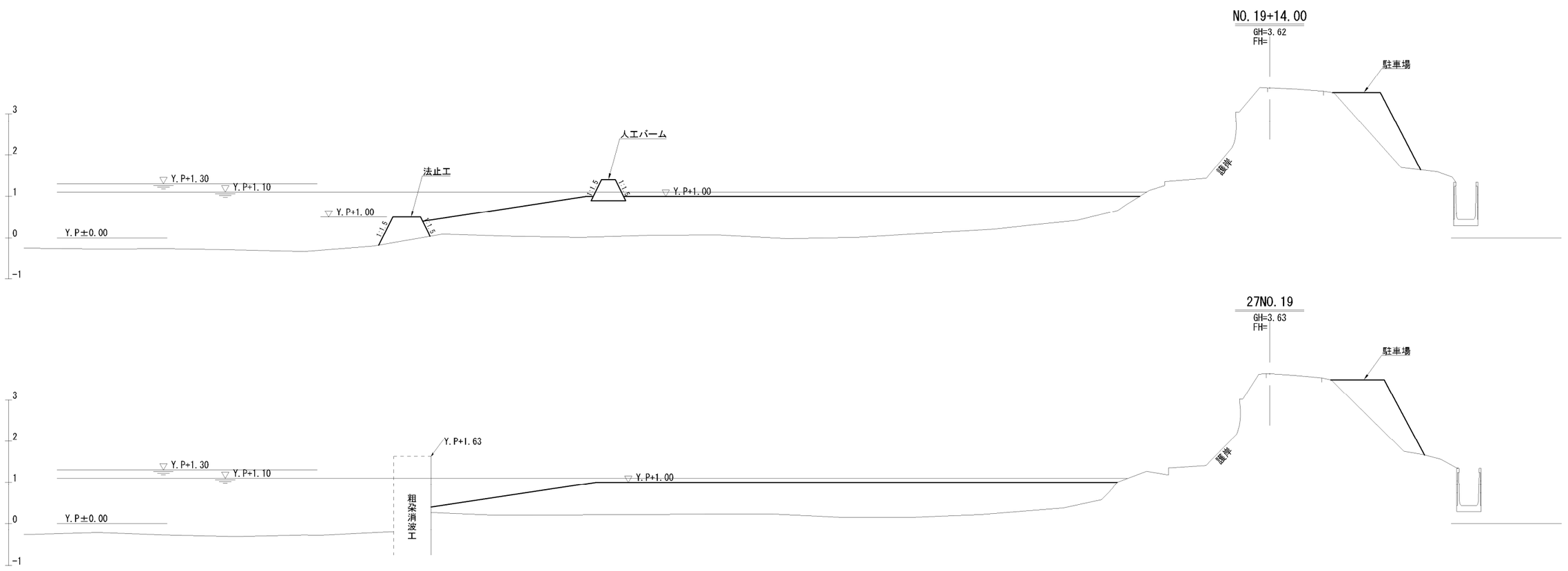

Ⅰ区間平面図、縦断図（案）

縦断図

平面図　S=1:500

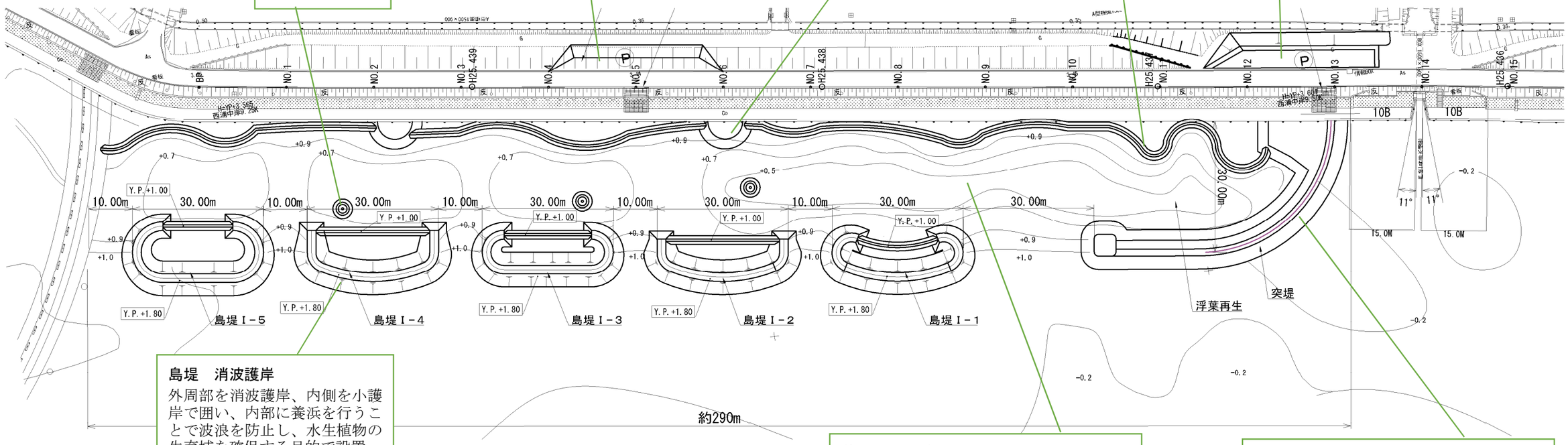

浅場
高さ Y.P.+1.0m

駐車スペース

小規模テラス

内部護岸
養浜砂の流出防止のために小規模の砂止め用内部護岸を整備。内部護岸周囲は養浜砂で埋め立て。

駐車スペース

島堤　消波護岸
外周部を消波護岸、内側を小護岸で囲い、内部に養浜を行うことで波浪を防止し、水生植物の生育域を確保する目的で設置。

養浜、ワンド
既存水域を埋め立て、水生植物の生育場とする。

突堤
陸側から湖側に行けるように、護岸より突堤を築造。
外周部を消波護岸で囲い、波浪を防止するとともに、通路を確保し、沖側への移動を可能とする。先端にはテラスを設け、水生植物等の観察場所を確保。

縦断図　V=1:50　H=1:500

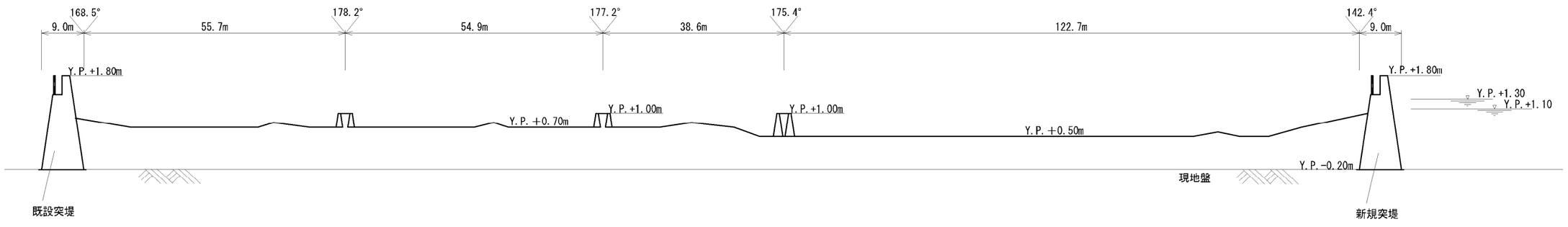

Ⅰ 区間横断図（案）

縦横断図(2)　V=1:50　H=1:150　u;m

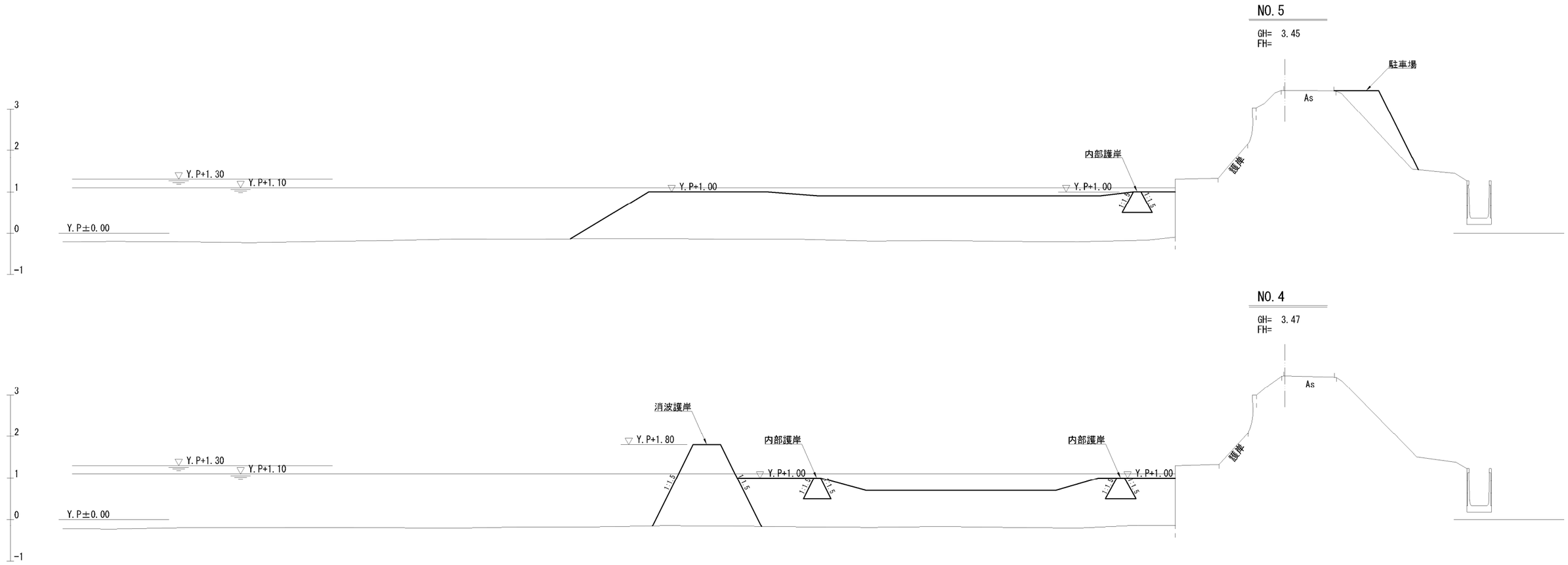

7．今後の進め方について（協議）

7.1　今後の進め方（案）

表 7.1　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会　今後の進め方（案）

年度	月	分類	内容（案）	備考
H28 予定	1 回目 (夏～秋)	現地見学会	○H 区間の現地見学会	
	2 回目 (2~3 月)	協議会	○A,B,H 区間のモニタリング結果報告	

※ 上記は予定です。今後の協議会の協議状況に応じて、変更されることがあります。

7.2. これまでの協議会経緯（参考）

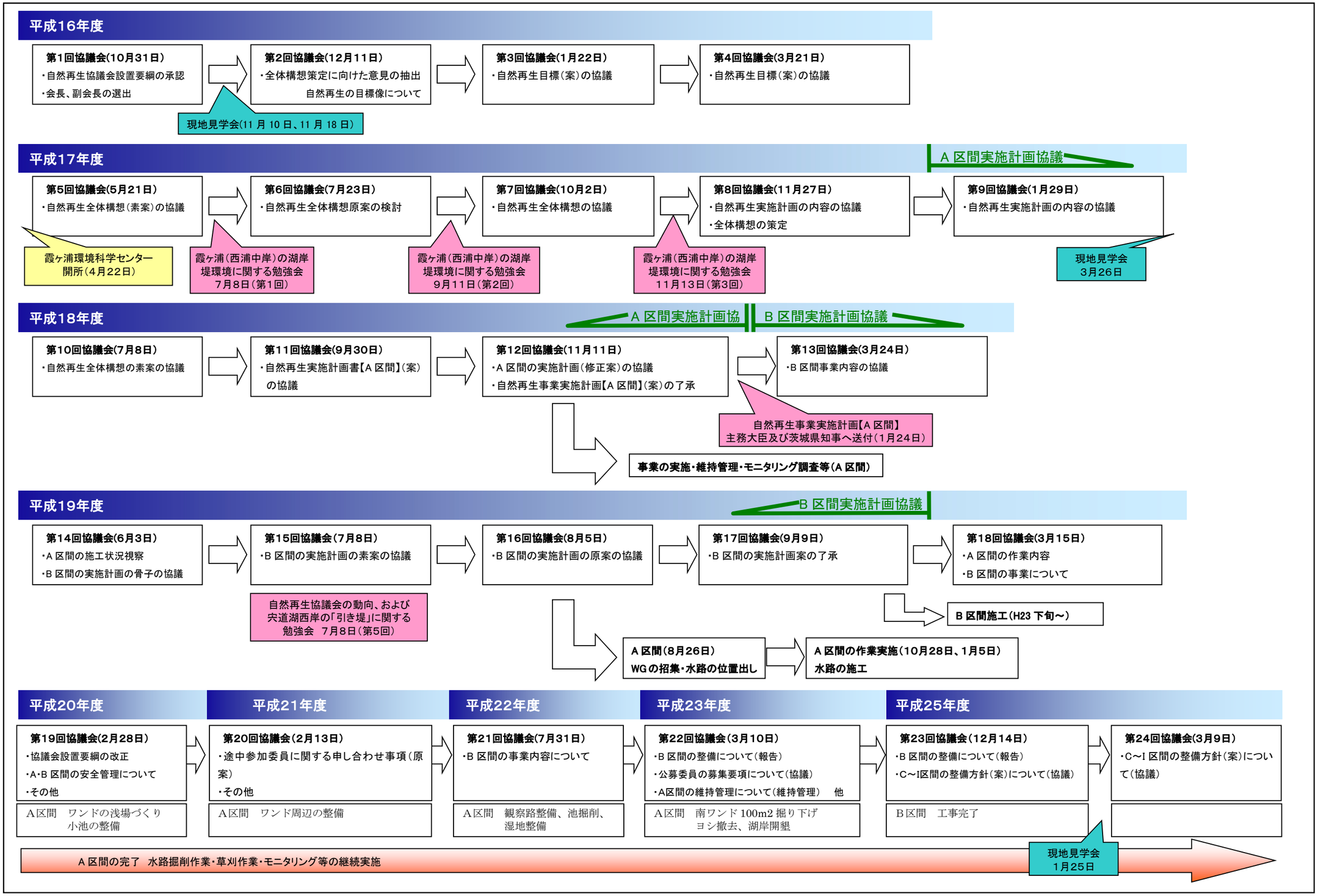

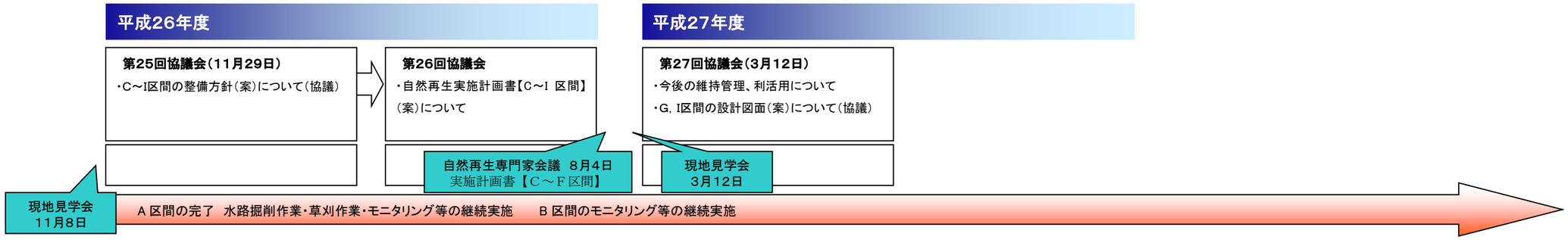
平成26年度
平成27年度
第25回協議会（11月29日）
・C～I区間の整備方針（案）について（協議）
第26回協議会
・自然再生実施計画書【C～I 区間】（案）について
第27回協議会（3月12日）
・今後の維持管理、利活用について
・G，I区間の設計図面（案）について（協議）
自然再生専門家会議 8月4日
実施計画書【C～F区間】
現地見学会
3月12日
現地見学会
11月8日
A 区間の完了 水路掘削作業・草刈作業・モニタリング等の継続実施
B 区間のモニタリング等の継続実施